

○東京藝術大学芸術情報センター運営委員会規則

〔平成15年3月13日〕  
制 定

改正 平成16年4月1日 平成17年6月13日  
平成17年9月15日 平成18年6月27日  
平成20年3月7日 平成25年10月24日  
平成26年7月17日 平成27年3月26日  
平成28年12月15日 令和3年3月4日  
令和5年6月15日 令和6年6月5日

(趣旨)

第1条 この規則は、東京藝術大学芸術情報センター規則第7条第2項の規定に基づき、本学芸術情報センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、芸術情報センター（以下「センター」という。）の方針を決定する。

- (1) 教員の採用及び昇任等に関する事項
- (2) 芸術情報システムの利用に関する事項
- (3) 芸術情報教育の計画、実施に関する事項
- (4) 芸術・学術情報の利用及び提供に関する事項
- (5) 芸術情報システムの研究、開発並びに利用者に対する技術指導に関する事項
- (6) 芸術情報システムの運用、管理に関する事項
- (7) コンピューターやネットワークを対象とする他部局ではなし得ない新たな技術表現に関する事項
- (8) 芸術情報教育、芸術情報研究及び事務処理システムの技術的支援に関する事項
- (9) 芸術未来研究場アートDX横断領域における全学的な研究及び事業並びに教育プログラムの企画立案及び運営に関する事項
- (10) 本学の情報化の質保証に関する事項
- (11) その他本学の情報化に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、センター長及び次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター専任教員
- (2) 各学部教授会構成員から選出された教員 各3人
- (3) 映像研究科教授会構成員から選出された教員 1人
- (4) 国際芸術創造研究科教授会構成員から選出された教員 1人
- (5) 各学部、映像研究科及び国際芸術創造研究科の各教務委員会委員から選出された教員 各1人
- (6) 附属図書館、大学美術館及び演奏芸術センターの各運営委員会委員から選出された委員 各1人
- (7) 附属図書館事務長
- (8) その他センター長が必要と認める者

2 前項第2号から第6号及び第8号の委員は、学長が任命する。

(任期)

第4条 前条第1項第2号から第6号及び第8号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は会議を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開き、可決することができない。

2 委員会の可決は、別に定める場合を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 委員会は、専門的事項を企画立案、審議、実施するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、附属図書館事務部において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に委員であった者の任期については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年6月13日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年9月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年6月27日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年7月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年12月15日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年6月15日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和6年6月5日から施行し、令和6年4月1日から適用する。